

船橋市立医療センター運営委員会の公開取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「要綱」という。）の適用を受けて開催する船橋市立医療センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定める。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議開催のつど委員長が定めるものとする。ただし、委員長が選任されていない場合においては、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は会議を開催する場所で行うものとし、要綱第5条に定める先着順による場合の外、次の各号に定める方法により決定することができる。

- (1) 事前申込による先着順
- (2) 当日の抽選
- (3) 事前の抽選

(傍聴できない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険物を所持している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を持っている者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器を持っている者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 異様な服装をしている者
 - (6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している者
- 2 船橋市立医療センター運営委員会委員長（以下「委員長」という。）は、必要があると認めるときは、傍聴者に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品の所持について質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議開催場所への入場を禁止する又は退出させることができる。
- 4 小学生以下の者は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得たときはこの限りではない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、哄笑するなど騒ぎ立てないこと。
- (3) ヘルメット、鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用して示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨伝えること。
- (7) 他の人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴者の退場)

第7条 委員長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。

2 前項の場合、委員長は非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議録)

第8条 要綱第8条第2項に規定する会議録は、要点記録によるものとし、運営委員会の庶務所管課は、会議終了後速やかに作成し閲覧に供するものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、会議公開に関し必要なことは別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年7月7日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、平成23年9月1日から施行する。